

証券診断・お見積もりは無料です

MKS会員の皆さまへ

MKS団体賠償責任保険制度

(請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)



MKS団体賠償責任保険は...

MKS会員の皆様のご要望にお応えした**専用設計**の大規模修繕工事向け賠償責任保険制度です。

開発コンセプトは『**管理組合様をお守りする保険**』です。皆様が様々な補償に加入していることを管理組合様にPR頂くことにより『**MKS会員の皆様の工事受注をご支援すること**』を目的としております。

MKS会員様**専用**の**4つ**のオプション

MKS団体賠償責任保険なら、以下の事故を補償することが可能です！

Option.1 MKS会員様の過失による専有部の盗難も補償します！



足場の施錠ができていなかったため、**泥棒が足場に登ってマンション専有部分に侵入し、盗難が発生してしまった。**

(MKS会員様に法律上の損害賠償責任が発生する事故の場合)

※請負業者賠償責任保険に管理下財物損壊等担保追加特約付帯時

Option. 2

M K S 会員様に過失がなくても管理組合の方のおけがを

50万円まで補償します！



工事の進捗確認のために**管理組合の方が足場に登っていた際、ご本人の不注意でケガをしてしまった。**

(M K S 会員様に法律上の損害賠償責任がない事故の場合。M K S 会員様に法律上の損害賠償責任がある場合は、基本契約の対人賠償でお支払します)

※請負業者賠償責任保険に被害者治療費用担保特約を付帯時

Option. 3 管理組合様（発注者）の過失による事故も補償します！



マンション敷地内で杭を打ち込んだところ、**管理組合から渡された図面に誤りがあり、地中埋設給水管を破損させてしまった。**

(管理組合様に法律上の損害賠償責任が発生する事故)

※請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険の被保険者に発注者を追加
+ 被保険者間交差責任担保特約付帯時

おすすめ!! Option. 4

共用部マスターキー紛失・盗難時のマスターキー・錠前・
全戸の鍵の再作成費用を**200万円**まで補償します！



M K S 会員企業様の社有車が車上荒らしに遭って**マスターキーが盗まれ、共用部の錠前と全戸の鍵を再作成することになった。**

(M K S 会員様に法律上の損害賠償責任が発生する事故)

※請負業者賠償責任保険に管理下財物損壊等担保追加特約（鍵・錠前再作成費用担保）付帯時

リース・レンタル財物損壊担保特約

データ損壊担保特約

※左記特約希望される場合は応相談

上記はMKS団体賠償責任保険制度のオプション（特約）です。

**現在ご加入されている保険に上記のような補償は
含まれていますか？**

本保険制度の概要はこちら ▶

1 概要

(1) 本保険の構成

請負賠償責任保険 生産物賠償責任保険	+	Option.1 大規模修繕工事中の盗難リスクの補償
		Option.2 管理組合様立会い時等のおケガの補償
		Option.3 発注者の賠償リスクの補償
		Option.4 マスターキー紛失・盗難時の鍵・錠前再作成費用の補償

※データ損壊リスクの補償もご用意しています。
※リース・レンタル財物損壊リスクの補償もご用意しています。

(2) MKSの各種制度の全体像

補償の範囲		想定される損害	作業期間	引渡し後
第三者の財物	管理下財物 (施工対象部分等)	施工ミスによる 瑕疵・不具合 (物的損害に至らないもの)	請負業者賠償責任保険	国土交通大臣認可の 「大規模修繕工事かし保険」
	管理下財物(施工 対象部分等)以外	施工ミスによる 物的損害 (滅失、破損、汚損)		
第三者の身体		施工ミスによる身体障害 (死亡・後遺障害・ケガ)	MKS 団体賠償責任保険	生産物賠償責任保険
MKS会員の従業員の身体		施工ミスによる身体障害 (死亡・後遺障害・ケガ)	MKS 団体労災総合保険 <small>※詳細につきましては、別紙パンフレットをご参照ください。</small>	本制度の補償範囲
倒産リスク		引渡し前の会員の倒産リスク	「MKS完成保証」でカバー	

(3) 保険料例

補償内容	支払限度額例			免責金額例	
請負賠償	3億円/1名・1事故 *1			5万円/1事故	
生産物賠償	3億円/1名・1事故・保険期間中 *1			5万円/1事故	
初期対応費用	1,000万円/1事故			なし	
リース・レンタル財物損壊担保特約	500万円/1事故			5万円/1事故	
オプション①大規模修繕工事中の盗難リスクの補償	3億円/1事故 *2			5万円/1事故	
オプション②管理組合様立会い時等のおケガの補償	50万円/1名 *4			なし	
オプション③発注者の賠償リスクの補償	3億円/1名・1事故 *3			5万円/1事故	
オプション④マスターキー紛失・盗難時の鍵・錠前再作成費用の	200万円/1事故・保険期間中 *4			なし	
年間完成工事高	1億円	5億円	10億円	30億円	50億円
年間保険料例(円)	475,110	1,660,450	2,286,040	3,681,330	3,961,780

*1: 他人の身体障害、他人の財物損壊にそれぞれ起因する損害を合算した額に対して支払限度額が適用されます。

*2: 請負賠償の支払限度額と共有(合算)で適用されます。

*3: 請負賠償または生産物賠償の支払限度額と共有(合算)で適用されます。生産物賠償で補償される事故の場合は、1名・1事故・保険期間中の支払限度額となります。

*4: 請負賠償の支払限度額の内枠で適用されます。

同じ名前の保険でも、各保険会社ごとに補償内容が異なることがございます。現在のご加入内容を確認してみませんか？

ご加入内容の診断はこちら

2

ご契約内容確認の流れ（本制度未加入の会員様向け）

Step.1 証券診断

代理店A.R.M.S.が会員様のご契約を分析させていただきます。 ※証券診断は無料です。

1. 賠償責任保険			現在のご加入内容 (〇〇社)			MKS団体賠償責任保険 ご提案①			MKS団体賠償責任保険 ご提案②(おすすめプラン)				
			限度額	免責金額	要確認	限度額	免責金額	補償の 評価	限度額	免責金額	補償の 評価		
賠償責任	対人賠償 (作業中の賠償)	対人	対人対物共通 1億円/1名・1億円/1事故	5万円	要確認	対人対物共通 1億円/1名・1億円/1事故	5万円	△	対人対物共通 5億円/1名・5億円/1事故	5万円	○		
	生産物賠償 (引渡後の賠償)	対人 対物	対人対物共通 1億円/1名 1億円/1事故・期間中	5万円	要確認	対人対物共通 1億円/1名 1億円/1事故・期間中	5万円	△	対人対物共通 5億円/1名 5億円/1事故・期間中	5万円	○		
その他 保険条件	保険期間		2022/1/1~2023/1/1			2023/7/1~2024/7/1			2023/7/1~2024/7/1				
	保険料算出基礎数字(完成工事高)		〇〇〇〇			〇〇〇〇			〇〇〇〇				
	被保険者		貴社、全ての下請負人			貴社及び全ての下請負人			貴社及び全ての下請負人				
	対象業務		全ての請負工事			全ての請負工事			全ての請負工事				
	塗料の飛散事故の取扱い		塗料の飛散事故で以下の事故が免責となる。 ①塗料・塗装用材料が塗装作業中に飛散または 拡散したことによって生じた事故(ただし容器の落 下・転倒に伴って飛散または拡散した事故は担保 される) ②塗装対象物の再塗装費用および塗装対象物 自体を損壊したことによって生じた事故			要確認	塗料の飛散事故で以下の事故が免責となる。 ①飛散防止対策等の予防措置を全く取らずに行 われた作業による塗料の飛散事故 ※塗装範囲を間違えて塗装してしまった場合は、 汚損事故として支払対象となる。また塗装対象物 自体の損壊事故も支払対象となる。			○	塗料の飛散事故で以下の事故が免責となる。 ①飛散防止対策等の予防措置を全く取らずに行 われた作業による塗料の飛散事故 ※塗装範囲を間違えて塗装してしまった場合は、 汚損事故として支払対象となる。また塗装対象物 自体の損壊事故も支払対象となる。		
オプション	①初期対応費用の補償(原因調査費用、 被害者の届書見舞費用等を支払い るもの)		被害者見舞金費用: 限度額0万円/1名・300万円/1事故 原因調査費用: 限度額30万円/1事故			要確認	・初期対応費用担保特約 限度額300万円(傷害の見舞費用は社会通念 上妥当な金額10万円まで)/1事故・保険期間中			○	・初期対応費用担保特約 限度額300万円(傷害の見舞費用は社会通念 上妥当な金額10万円まで)/1事故・保険期間 中		

現在ご加入の保険の補償内容について、是非この機会にご確認下さい。

Step.2 お見積のご提出

MKS団体賠償責任保険のお見積を代理店A.R.M.S.よりご案内致しますので、是非MKS団体賠償責任保険へのご加入をご検討ください。

※お見積もりは無料です。

(団体保険の保険期間は2023年7月1日~2024年7月1日ですが、中途加入も可能です。)

現在ご加入しているご契約の保険証券と約款のコピーを代理店A.R.M.S.にFAXもしくはPDFにてメールでご提出ください。

証券・約款のご提出先

【代理店】株式会社 A.R.M.S.

Tel : 03-6402-2033

Fax : 03-6402-2032

Mail : kazumasa@arms-pro.net

ishikawa@arms-pro.net

受付 : 平日9:00~17:00

担当者 : 康本・石川

3 ご加入方法（更新・新規・中途加入共通）

1 見積依頼書のFAX

別紙見積依頼書に必要事項をご記入の上、以下締切日までに下記送付先へFAXください。「(1) 保険料算出基礎数字」は、把握可能な直近の決算報告書の年間完成工事高をご記入ください。

2 お見積書・加入依頼書のご案内

後日、お見積書と加入依頼書をお送りしますので、ご加入をご検討下さい。

3 加入依頼書のご提出

加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、**保険料算出基礎数字（年間完成工事高）**が確認できる**公表資料・客観的資料 ※1**を添えて、以下締切日までに下記送付先へご送付ください。

※1 該当資料がない場合は、**保険料算出基礎数字申告書**をご提出ください。

加入依頼書等送付先：一般社団法人マンション計画修繕施工協会

保険契約時締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した完成工事高に基づいて保険料を算出します。保険期間中に完成工事高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた完成工事高が把握可能な最近の会計年度等の実際の数字に不足していた場合には、申告いただいた数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

4 保険料のお振込

保険料 ※2 は以下締切日までに下記保険料振込先までにお振込み下さい。

保険料振込先：三菱東京UFJ銀行 新橋支店
口座番号：普通 3528946
名義人：エムケイエスダンタイホケン

※2
保険料のお支払方法は
月払になります。



5 加入者証・保険約款のご送付

ご加入に必要な書類と保険料の入金を確認できましたら、加入者証と保険約款を送付させていただきます。

保険期間

2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時
【中途加入の場合】中途加入日の午後4時～2024年7月1日午後4時

見積依頼 締切日

【更新・新規加入の場合】**2023年6月1日（木）**まで
【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より**1ヶ月前**まで
に別紙見積依頼書をFAX下さい（後日お見積書と加入依頼書等をご送付します）。

加入依頼書 提出締切日

【更新・新規加入の場合】**2023年6月12日（月）**まで
【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より**2週間前**まで
に加入依頼書をご提出ください。

保険料入金 締切日

【更新・新規加入の場合】**2023年6月12日（月）**まで
【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より**2週間前**まで
に上記振込先まで保険料をお振込み下さい。

4 補償内容

1 基本契約の概要

MKS団体賠償責任保険は、次の2つの保険を組み合わせた【基本契約】と任意で付帯する【オプション】で構成されています。いずれも、保険期間中に日本国内で発生した事故が対象になります。また、下記保険の対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が負担する初期対応費用についてもお支払いの対象となります。

請負業者賠償責任保険

保険証券記載の請負業務の遂行または、業務遂行のために被保険者が所有・使用・管理する保険証券記載の施設（仮設部分等）に起因して生じた他人の身体障害または財物損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

生産物賠償責任保険

被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（生産物）または、保険証券記載の請負業務終了後、業務の結果に起因して生じた他人の身体障害または財物損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

2 契約者・記名被保険者・被保険者

①保険契約者：一般社団法人マンション計画修繕施工協会

この保険は、一般社団法人マンション計画修繕施工協会をご契約者とし、一般社団法人マンション計画修繕施工協会の会員を記名被保険者とする請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である一般社団法人マンション計画修繕施工協会が有します。

②記名被保険者（ご加入者）：一般社団法人マンション計画修繕施工協会の会員

- ③被保険者：
- a. 記名被保険者
 - b. 発注者（オプション③付帯時のみ）
 - c. 記名被保険者の下請負人、その使用人および役員等
 - d. 記名被保険者の理事・取締役・その他法人の業務を執行する機関
 - e. 記名被保険者の使用人 および役員等

3 お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して、保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。）
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。また、セットされる初期対応費用担保特約（※2023年1月改定で補償拡大）により、社会通念上妥当と認められる次の費用について、初期対応費用の支払限度額を限度にお支払いします。

●事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 ●事故現場の取り片付け費用 ●被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ●通信費 ●身体障害を被った被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用（1事故において被害者1名につき10万円限度） ●保険会社の事前同意を得て支出した新聞等へのお詫び広告掲載費用 ●その他これらに準ずる費用 ●台風等の風災による対物事故の被害者に対する見舞金・見舞品購入費用※（1被害世帯・法人につき10万円、1事故につき100万円限度）※風災見舞費用は請負賠償責任保険のみ対象

4 補償内容

4 保険金をお支払いできない主な場合

次の事故または事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

請負業者賠償責任保険

- ①石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ②汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ③医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことが禁じられている所定の行為
- ④保険契約者、被保険者の故意
- ⑤戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑥他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任等

生産物賠償責任保険

請負業者賠償責任保険

- ①土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴う土地の沈下、隆起、振動、軟弱化等による土地や建物の損壊および地下水の増減（近隣の井戸が涸れた等）
- ②保険の対象となる施設である建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み
- ③自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理。ただし、作業場内または施設内で所有・使用・管理する工作車に起因する損害は、その車両の自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき金額を越える部分についてお支払いの対象となります。この場合、自賠責保険・自動車保険契約により支払われるべき金額または当保険の免責金額のいずれか大きい額が免責金額として適用されます。
- ④ちり・ほごりまたは騒音
- ⑤飛散防止対策等の損害発生予防に必要な措置を取らずに行われた作業による、塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散、拡散等
- ⑥次の賠償責任 ア. 記名被保険者等（記名被保険者・その下請負人・発注者）が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任 イ. アの記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任（管理下財物損壊担保特約条項により補償対象となる財物を除きます。）

生産物賠償責任保険

- ①故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物または行った仕事の結果
- ②生産物・仕事の目的物の効能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示
- ③生産物、仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物、完成品等の損壊またはその使用不能
- ④事故の拡大または発生を防止するための回収等の措置を講じるために要した費用等

5 オプションについて

基本契約に以下4つの【オプション】を任意で付帯することが可能です。お見積を希望する場合は、見積依頼書にご記入下さい。

のみ付帯 請負業者賠償	①『大規模修繕工事中の盗難リスクの補償』 管理下財物損壊等担保追加特約の付帯 管理下財物（被保険者等が所有、使用または管理する財物のうち、被保険者が占有または使用している財物、直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）、借りている財物（リース契約により占有する財物を含みます。）をいい、大規模修繕工事の対象となっている共用部または専有戸室内に所在する物を含みます。）の損壊、紛失、盗取または詐欺について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払限度額（※）を限度に保険金を支払います。 （※）請負業者賠償責任保険の対人・対物共通支払限度額と共有（合算）で適用されます。
のみ付帯 請負業者賠償	②『管理組合様立会い時等のおケガの補償』 被害者治療費用担保特約の付帯 仕事の遂行または施設の所有、使用もしくは管理に起因して身体障害が発生した場合に、発生日から1年以内に被害者の治療費用を被保険者が負担することによって被る損害について、支払限度額（※）を限度に保険金をお支払いします。 （※）1名あたり50万円です。ただし、対人・対物共通支払限度額の内枠払いとなります。
共通で付帯	③『発注者の賠償リスクの補償』 被保険者に発注者を追加 + 被保険者間交差責任担保特約の付帯 発注者を被保険者に含めます。発注者が管理組合の場合は、管理組合が被保険者に含まれます。このオプションを付帯した場合の被保険者相互間の関係については、代理店または引受保険会社にご照会ください。
のみ付帯 請負業者賠償	④『マスターキー紛失・盗難時の鍵・錠前再作成費用の補償』 管理下財物損壊等担保追加特約（鍵・錠前再作成費用担保）の付帯 記名被保険者が大規模修繕工事の際に預かる鍵（これと同時に交換が必要となる鍵および錠前を含みます。）の損壊、紛失、盗取または詐欺について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払限度額（※）を限度に保険金を支払います。 （※）1事故・保険期間中につき200万円です。ただし、対人・対物共通支払限度額の内枠払いとなります。

5 ご注意点

ご加入の際のご注意

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

(1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効となります。

(3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<https://www.sonpo.or.jp>)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

5 ご注意点

もし事故が起きた時は

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、**遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。**ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「**示談交渉サービス**」は**ありません**。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。
また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

このご案内書は、請負業者・生産物賠償責任保険、およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。請負業者・生産物賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください

<お問い合わせ先>

【取扱代理店】株式会社 A.R.M.S.

TEL : 03-6402-2033

FAX : 03-6402-2032

<受付時間> 平日 午前9時～午後5時

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

MAIL : MAIL1711@tmnf.jp

担当課：本店営業第二部 営業第一チーム

